

条例・施行規則「精査事項」修正案について

[条例]

現 行	<p>(表示、広告等の適正化)</p> <p>第12条 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることがないように商品等の内容、価格等を適正かつ分かりやすく表示するとともに、見やすい箇所に表示するように努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、商品等の提供において、消費者に誤解を生じさせるような広告若しくは宣伝又は取引方法を行ってはならない。</p>
修 正	<p>(表示、広告等の適正化)</p> <p>第12条 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることがないように商品等の内容、価格等を適正かつ分かりやすく表示するとともに、見やすい箇所に表示するように努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、商品等の提供において、消費者に誤解を生じさせるような広告若しくは又は宣伝又は取引方法を行ってはならない。</p>
現 行	<p>(計量の適正化)</p> <p>第13条 市は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 事業者は、商品等の提供において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。</p> <p>3 事業者は、第1項の規定に基づき市が実施する施策に協力しなければならない。</p>
修 正	<p>(計量の適正化)</p> <p>第13条 市長は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 事業者は、商品等の提供において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。</p> <p>3 事業者は、第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。</p>
現 行	<p>(情報の提供)</p> <p>第18条 市は、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。</p> <p>(消費者教育等の推進)</p> <p>第19条 市は、消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、判断力を養い自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に対する啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。</p>
修 正	<p>(消費者教育の推進等)</p> <p>第18条 市は、消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、判断力を養い自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に消費生活に関する情報を適切かつ迅速に提供するとともに、啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。</p>

第19条 「安全で安心」

釧路市の第20条の2に規定する「情報の提供」は、第6条「欠陥商品等」に関する情報及び第14条「生活必需物資の価格、需要動向等に関する情報」以外の情報の定義となっているが、本条例においてそれ以外の「安全で安心」に係る情報は想定できないこと。

また、室蘭市の第18条に規定する情報は、「消費者が自主的かつ合理的に行動する」ための情報であり、規定の目的が異なることから「安全で安心」の用語については挿入する必要はないと考えます。

第7条（価格情報等の収集及び提供）

第11条（危険商品等の名称その他必要事項の公表）

「生活設計」について

将来に向かって、望ましい、こうありたいという生活像を描き、そのような生活はどのような条件・状況のもとで実現可能かを考え、目的達成のため、具体的計画を立てることであり、消費生活の安定・向上、健康づくり、子供の教育・自立、家族員の自己実現、余暇活動、老後生活への準備など多方面にわたる課題（目標）が考えられます。

用語の意味から、本条例の基本的な趣旨に沿わないと判断することから、当該条例改正においての修正は必要ないと考えます。

現行	(消費者活動の促進) 第21条 市は、消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。
修正	(消費者活動の促進) 第21条 市長は、消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講じるものとする。

現行	(公表) 第28条 市長は、事業者が第26条第1項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、又は前条の規定による指導若しくは勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。
修正	(公表) 第28条 市長は、事業者が第26条第1項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、 <u>虚偽の報告をし、虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の回答を行ったとき</u> 、又は前条の規定による指導若しくは勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。

[施行規則]

現 行	<p>(第16条第1項1号関係)</p> <p>(7) 消費者が従前に関わった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>
改 正	<p>(7) 消費者が従前に関わった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引に関する情報を利用して、<u>誤信させるような情報を提供して若しくは</u>費者を心理的に不安な状態に陥らせる等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>

現 行	<p>(第16条第1項第3号関係)</p> <p>(2) 消費者に対し名義の貸与を求め、又は無断でこれを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。</p>
改 正	<p>修正は下記理由によりしないこととする。</p> <p>名義貸しの実態は、事業者と消費者とに限らず、個人間（センターでは処理対象外）での名義貸しもあることから、全てを禁止する観点で事業者等とは明記しない。</p>